第二十七条第一項及び第二項中「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改め、同条第三項中「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に、「第四十二条第三項」を「第四十一条の二十二第三項」に改め、同条を第二十六条の三十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例）

第二十七条　法第四十二条第二項に規定する政令で定めるものは、金融商品取引法第百五十六条の十一に規定する清算預託金（財務省令で定めるものを除く。）とする。

2　法第四十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする外国金融機関等（同条第四項第一号に規定する外国金融機関等をいう。第五項において同じ。）又は外国金融商品取引清算機関（同条第四項第五号に規定する外国金融商品取引清算機関をいう。第五項において同じ。）は、国内金融機関等（同条第四項第二号に規定する国内金融機関等をいう。以下この項、第四項及び第五項において同じ。）又は金融商品取引清算機関（同条第四項第四号に規定する金融商品取引清算機関をいう。以下この項、第四項及び第五項において同じ。）から最初に同条第一項又は第二項に規定する証拠金の利子（同条第一項に規定する利子をいう。以下この項において同じ。）の支払を受けようとする際、非課税適用申告書（同条第五項に規定する非課税適用申告書をいう。第四項及び第五項において同じ。）を、当該利子の支払事務を取り扱う当該国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この項及び第四項において「事務所等」という。）を通じて（当該利子の支払事務が当該国内金融機関等又は金融商品取引清算機関が有する二以上の事務所等により取り扱われる場合には、当該二以上の事務所等のそれぞれにより最初に取り扱われる際、それぞれの事務所等を通じて）当該利子の支払を受けるべき日の前日までに同条第五項に規定する税務署長に提出しなければならない。

3　法第四十二条第七項に規定する政令で定める書類は、外国法人の法人の登記事項証明書、国税又は地方税の領収証書、納税証明書その他の財務省令で定める書類のいずれかの書類とする。

4　国内金融機関等又は金融商品取引清算機関は、その事務所等において非課税適用申告書又は法第四十二条第八項各号に定める申告書を受理したときは、その受理した日の属する月の翌月末日までに、これらの申告書を同条第五項に規定する税務署長に提出しなければならないものとし、かつ、財務省令で定めるところにより、これらの申告書の写し（これに準ずるものを含む。）を作成し、これを保存しなければならないものとする。

5　国内金融機関等又は金融商品取引清算機関は、非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等若しくは外国金融商品取引清算機関との間で店頭デリバティブ取引（法第四十二条第四項第三号に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下この項において同じ。）に係る契約及びこれに付随する契約（当該店頭デリバティブ取引の同条第一項に規定する証拠金に係るものに限る。）が締結されたとき、又は当該非課税適用申告書の提出をした者から同条第八項各号に定める申告書の提出があつたときは、その都度、各人別に、同条第十項に規定する事項を帳簿に記載し、又は記録し、かつ、当該帳簿を財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

6　法第四十二条第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法第二百二十五条の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第二十七条の二第一項第一号中「第二百八十三条第四項」を「第二百八十三条第三項」に改め、同条第四項中「第三条の二第十一項」を「第三条の二第十項」に、「同条第十一項第一号」を「同条第十項第一号」に改める。

第二十七条の三の二中「（昭和三十七年法律第六十九号）」、「（平成六年法律第百六号）」及び「（平成十年法律第七号）」を削る。

第二十七条の四第一項を次のように改める。

法第四十二条の四第三項第一号に規定する政令で定める金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同項に規定する特別試験研究費の額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される第六項第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる試験研究に係る同条第六項第六号に規定する特別試験研究費の額に相当する金額とする。

第二十七条の四第二項から第五項までを削り、同条第六項中「第四十二条の四第十二項第一号」を「第四十二条の四第六項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第七項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　法第四十二条の四第六項第二号ロに規定する政令で定める規定は、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第三項の規定とする。

5　法第四十二条の四第六項第四号に規定する政令で定める中小企業者は、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人とする。

一　その発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が一億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。次号において同じ。）の所有に属している法人

二　前号に掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上が大規模法人の所有に属している法人

第二十七条の四第八項中「第四十二条の四第十二項第三号」を「第四十二条の四第六項第六号」に改め、同項第一号中「この号、第三号及び第五号」を「この項」に、「特別試験研究機関等」を「特別研究機関等」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　国立研究開発法人

第二十七条の四第八項第二号中「この号、次号及び第六号」を「この項」に改め、同項第三号及び第五号中「特別試験研究機関等」を「特別研究機関等」に改め、同項第七号中「特定中小企業者」を「特定中小企業者等」に、「第十条第四項」を「第十条第二項」に、「中小企業者で法」を「中小事業者で法」に、「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項」に、「第六十八条の九第十二項第六号」を「第六十八条の九第六項第四号」に、「のうち、試験研究を行うための拠点を有することその他の財務省令で定める要件を満たすものをいい」を「（次号において「中小事業者等」という。）、法人税法別表第二に掲げる法人その他試験研究を行う機関として財務省令で定めるものをいい、特別研究機関等、大学等」に、「及び当該法人」を「、当該法人」に改め、「ある他の者」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の同法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を、「この号」の下に「及び次号」を、「同じ。」の下に「のうち試験研究を行うための拠点を有することその他の財務省令で定める要件を満たすもの」を加え、同項第八号中「独立行政法人医薬基盤研究所法第十五条第二号」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第十五条第一項第二号」に、「交付の」を「交付を受けてその」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　特定中小企業者等（中小事業者等に限る。）からその有する知的財産権（法第四十二条の四第六項第六号に規定する知的財産権をいう。以下この号において同じ。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究で、当該特定中小企業者等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該知的財産権の設定又は許諾の期間及び条件、当該法人が当該特定中小企業者等に対して支払う当該知的財産権の使用料の明細（当該試験研究の進捗に応じて当該知的財産権の使用料を支払う場合には、その旨を含む。）その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

第二十七条の四第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第四十二条の四第十二項第三号」を「第四十二条の四第六項第六号」に改め、同項第一号中「第八号」を「第九号」に、「第四十二条の四第十二項第一号」を「第四十二条の四第六項第一号」に改め、「次号」の下に「及び第四号」を加え、同項第三号中「第六項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項に次の一号を加える。

四　前項第八号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る試験研究費の額のうち同号の特定中小企業者等に対して支払う同号に規定する知的財産権の使用料の額として財務省令で定めるところにより証明がされたもの